

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14-1	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	根拠条項	9の2-10	許認可等の内容	麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付	
(根拠規定)						
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年4月18日厚生省令第14号)						
(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)						
第九条の二						
10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。						